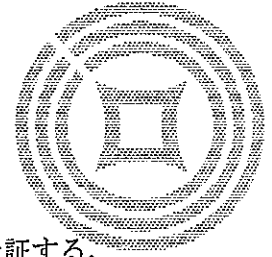
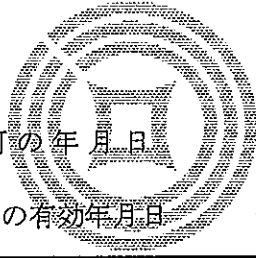


産業廃棄物収集運搬業許可証

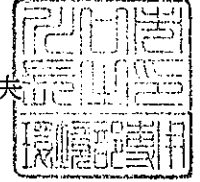
住所 東京都八王子市四谷町1-9-27番地2
氏名 株式会社 ハチオウ
代表取締役 森 雅裕



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 1 4 条 第 1 項 の許可を受けた者であることを証する。



川口市長 奥ノ木 信夫



許可の年月日 令和 3 年 4 月 23 日

許可の有効年月日 令和 8 年 4 月 22 日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

燃え殻(#2)、汚泥(#1)(#2)、廃油(#1)、廃酸(#1)(#2)、廃アルカリ(#1)(#2)、
廃プラスチック類(*)(#1)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、
金属くず(#1)、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(*)(#1)、
鋳さい(#2)、がれき類(*)、ばいじん(#2) 以上16種類

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

燃え殻(#2)、汚泥(#1)(#2)、廃油、廃酸(#2)、廃アルカリ(#2)、廃プラスチック類(#1)、
金属くず(#1)、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(#1)、
鋳さい(#2)、ばいじん(#2) 以上10種類

※ 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は、石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※ 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は、水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※ 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は、水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
施設等の所在地

埼玉県川口市朝日五丁目3番2、3番65 以上2筆（面積363.00㎡）に限る。
保管施設の概要は裏面のとおり。

3. 許可の条件

収集運搬に伴う保管は、2. に掲げる場所及び施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
令和 3 年 4 月 23 日	指令産廃第 2 号	新規許可

5. 積替え許可の有無 有・無

市名 許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
廃プラスチック類 以上1種類	10.8㎡	4.0m (屋内)	26.0㎡ (1.44㎡パレットコンテナ×18個)
廃プラスチック類 以上1種類	13.2㎡	4.0m (屋内)	38.9㎡ (1.44㎡パレットコンテナ×27個)
廃油 以上1種類	43.5㎡	2.0m (屋内)	32.6㎡ (200Lドラム缶×84個、24Lダンボール箱×480個、8L缶×160個、18L缶×160個)
廃油 以上1種類	2.0㎡	0.4m (屋内)	0.2㎡ (18L缶×10個)
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上3種類	17.5㎡	2.0m (屋内)	17.0㎡ (1.13㎡パイプカーゴ×15個)
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上3種類	26.0㎡	2.0m (屋内)	52.0㎡
汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(いずれも水銀使用製品産業廃棄物を含む。) 以上4種類	4.7㎡	2.0m (屋内)	3.6㎡ (1.2㎡パレットコンテナ×3個)
燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、銻さい、ばいじん(いずれも水銀含有ばいじん等を含む。) 以上6種類	1.6㎡	1.1m (屋内)	1.2㎡ (1.2㎡パレットコンテナ×1個)

(以下余白)